

# おくやみハンドブック

～死亡届に伴う手続きのご案内～

四日市市役所

## このたびのご逝去を謹んでお悔やみ申し上げます。

死亡の届出をしていただきましたが、こちらは、今後、必要な手続きについての案内です。

市役所での手続きについては、必要なものを確認し、この冊子をご持参のうえ、担当窓口へお越しく下さい。ご不明な点などがございましたら、事前に各担当課へお問い合わせください。

また、市役所以外の手続きについても、主なものを案内しておりますので、ご参考になさってください。

### 火葬許可証について

死亡届の手続き終了後に「**火葬許可証**」を交付いたします。

火葬の際には、斎場などで火葬許可証が必要となります。また火葬後、斎場などから返却された火葬許可証は、墓地への焼骨の埋蔵・収蔵手続きの際に必要ですので**大切に保管してください**。

なお、四日市市に住民登録のある方がお亡くなりになり、火葬日が北大谷斎場休業日であったため市外の斎場施設を利用することを余儀なくされた場合は、火葬料金の差額分を補助しています。

詳しくは、生活環境課（TEL 059-354-8186）へお問い合わせください。

### 戸籍謄本について

各種手続きには、亡くなったことが記載された戸籍謄本(抄本)などが必要になる場合があります。

本籍が四日市市の方は、届書の内容に不備がなければ、約1週間程度でご請求していただくことができます。

本籍地が四日市市以外の方は、本籍地の市区町村役場へお問い合わせください。

住民票、戸籍謄本などを請求される場合は、請求者の本人確認書類が必要です。

顔写真入りの公的機関が発行する証明書(1点)

- ・マイナンバーカード
  - ・運転免許証
  - ・パスポート
  - ・在留カード
- など

または

顔写真のない証明書(2点以上)

- ・資格確認書
  - ・介護保険証
  - ・年金証書
- など

# 市役所での手続きチェックリスト

必要な手続きが確定している項目は該当欄に「○」、該当しない項目は該当欄に「×」を記入しました。  
空白の項目は、亡くなられた方によって手続きが必要な場合があります。ご不明な点は担当課へお問い合わせください。

区分	手続きが必要な方	該当	主な手続き	参照ページ	階 (F)	担当課
住民登録	3人以上の世帯の世帯主である		1-1 ●世帯主の変更	5	1F	市民課
	印鑑登録をしている		1-2 ●印鑑登録証(手帳)の返納	5		
	特別永住者証明書を持っている		1-3 ●特別永住者証明書の返納	5		
カード	住民基本台帳カードを持っている		1-4 ●住民基本台帳カードの返納	6	1F	市民課
年金	国民年金に加入している		2-1 ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求	6	3F	保険年金課
	60歳～65歳未満の人で国民年金の加入期間がある					
	国民年金のみを受給している		2-1 ●遺族基礎年金の請求 2-2 ●未支給年金の請求	6・7		
保険	国民健康保険に加入している		2-3 ●資格確認書の返納 ●葬祭費の請求	8	3F	保険年金課
	亡くなられた方が世帯主である		●同一世帯員の資格確認書の変更、保険料振替口座の変更			
	後期高齢者医療に加入している		2-4 ●資格確認書の返納 ●葬祭費の請求	9		
	亡くなられた方の社会保険扶養である		亡くなられた方の社会保険扶養である	ご不明な点は、各保険者へお問い合わせください。		
介護	介護保険に加入している		3-1 ●介護保険証などの返納 3-1 ●(認定申請中の場合)申請取下げ届出書の提出	10	3F	介護保険課
	介護保険高額介護サービス費などを受けている		3-2 ●介護保険高額介護サービス費等振込口座の変更	10		
高齢者	緊急通報装置を貸与されている		4-1 ●緊急通報装置の返納	11	3F	高齢福祉課
	認知症高齢者等見守り支援事業を利用されている		4-2 ●認知症高齢者等見守り支援事業の廃止手続き	11		
	おむつ等引換券を持っている		4-3 ●おむつ等引換券の返却	11		
市税	前年の合計所得金額が600万円以下である		5-1 ●減免申請書の提出	12	2F	市民税課
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を持っている		5-2 ●名義変更または廃車の手続き	12		
	軽自動車税(種別割)が減免されている		5-3 ●減免の取下げ	12		
	固定資産税・都市計画税を納めている		6-1 ●固定資産税・都市計画税の代表相続人の指定	13	資産税課	
	未登記家屋を所有している		6-2 ●未登記家屋の名義変更	13		
	市税を口座振替で納めている		7-1 ●市税振替口座の変更など	14		収納推進課
障害	身体障害者手帳・療育手帳を持っている		8-1 ●身体障害者手帳などの返納	14	3F	障害福祉課
	自立支援医療受給者証(更生医療)を持っている		8-2 ●自立支援医療受給者証(更生医療)の返納	15		
	障害者医療費助成を受けている		8-3 ●受給資格証の返納 ●振込口座の変更	15		
	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置)、重度障害(者・児)手当を受けている		8-4 ●未支給請求の手続き	15		

## 市役所での手続きチェックリスト

区分	手続きが必要な方	該当	主な手続き	参照ページ	階 (F)	担当課
障 害	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証 (精神通院医療) を持っている		9-1 ●手帳などの返納	16	総合会館 4F	保健予防課
医 療	特定医療費 (指定難病) 受給者証・特定疾患医療受給者証・肝炎治療受給者証を持っている		9-2 ●各受給者証の返納	16	総合会館 4F	保健予防課
こども	小児慢性特定疾病医療費医療受給者証・自立支援医療受給者証 (育成医療)・養育医療券を持っている		10-1 ●各受給者証の変更手続き	17	総合会館 3F	こども手当・医療給付課
	子ども医療費受給資格者証を持っている		10-2 ●振込口座の変更または受給資格者証の返納	17		
	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている		10-3 (支給対象児童) ●資格喪失届 (消滅届) または額改定届の提出	17		
			10-3 (受給者) ●未支払請求の手続き ●現受給者の消滅届及び新受給者の認定請求書の提出	18		
一人親家庭等医療費助成を受けている		10-4 ●一人親家庭等の受給資格証の返納 ●振込口座の変更	18			
市 営 住 宅	市営住宅に入居している		11-1 ●市営住宅の入居者の変更など	18	4F	市営住宅課
し 尿 ぐ と	し尿くみとりを利用している		12-1 ●し尿くみとりの名義変更	19	5F	生活環境課
墓 地	市営霊園に墓地区画の使用許可を受けている		12-2 ●墓地使用权の承継手続き	19	5F	生活環境課
畜 犬	犬を飼っている		13-1 ●犬の飼育者の変更	20	総合会館 4F	衛生指導課
農 地	農地を所有している		14-1 ●農地の所有者の変更	20	7F	農業委員会事務局
森 林	森林を所有している		15-1 ●森林の土地の所有者の変更	20	7F	農水振興課

各種手続きは、各地区市民センター (中部を除く) や市民窓口サービスセンター (近鉄四日市駅高架下) でもできるものがあります。

【受付時間】 ◇市役所担当課・各地区市民センター (中部を除く) 平日：8時30分～17時15分  
◇市民窓口サービスセンター (近鉄四日市駅高架下) 平日：10時～17時

(注) 市民窓口サービスセンターでは、土・日・休日および平日17時以降で一部お取り扱いできないものがあります。

## ●市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
運 転 免 許 証	返 納	四日市北警察署 四日市市大字羽津4452番地 TEL 059-366-0110
		四日市南警察署 四日市市新正五丁目5番5号 TEL 059-355-0110
		四日市西警察署 三重郡菟野町大字大強原3241番地 TEL 059-394-0110
軽 自 動 車	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会 三重事務所 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 TEL 050-3816-1779(自動音声)
普 通 自 動 車	税金に関する手続き	三重県四日市県税事務所 四日市市新正四丁目21番5号 TEL 059-352-0575
	名義変更・廃車など	中部運輸局 三重運輸支局 津市雲出長常町字六ノ割1190-9 TEL 050-5540-2055(自動音声)
バ イ ク (125cc超)	名義変更・廃車など	中部運輸局 三重運輸支局 津市雲出長常町字六ノ割1190-9 TEL 050-5540-2055(自動音声)
国 税	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	四日市税務署 四日市市西浦二丁目2番8号 TEL 059-352-3141(自動音声)
年 金	年金に関する手続き	四日市年金事務所 四日市市十七軒町17番23号 TEL 059-353-5515(自動音声)
不 動 産 登 記	土地・家屋など所有者 の移転(相続)登記など	津地方法務局 四日市支局 四日市市三栄町4番21号 TEL 059-353-2237
遺 言 書	遺言書の検認・開封 相続の放棄など	津家庭裁判所 四日市支部 四日市市三栄町1番22号 TEL 059-352-7185
北部墓地公園の 墓 地	墓地使用权の 承継手続き	株式会社翔和 四日市市三栄町3番15号コバヤシビル3F TEL 059-336-6936
パ ス ポ ー ト	返 納	四日市旅券コーナー 四日市市諏訪栄町7番34号近鉄百貨店四日市店6F TEL 059-354-6499
外国人住民の方	在留カードの返納	名古屋出入国在留管理局 四日市港出張所 四日市市千歳町5番1号 TEL 059-352-5695
雇用保険の失業など 給付受給中の方	未支給失業など 給付の手続き	ハローワーク四日市 給付課 四日市市本町3番95号 TEL 059-353-5566(自動音声)
生命保険など	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座など	口座凍結の解除の手続き	各金融機関など
株 式 等	名義変更	各証券会社など
国 債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解 約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金など	名義変更・解約	各契約会社
上 下 水 道	各種変更・解約	上下水道局 お客様センター業務窓口 TEL 059-354-8356
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
N H K 受 信 料	名義変更・解約	TEL 0570-077-077(自動音声) TEL 059-229-3002
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社

# 1 市民課

## 1-1 世帯主の変更

フロアマップ P22-⑧

亡くなられた方が3人以上の世帯の世帯主である場合は、世帯主の変更が必要です。

### 持ち物

- 本人確認書類
  - 国民健康保険資格確認書(世帯員で加入者がいる場合)
- ※同世帯の親族以外の方が届け出する場合は委任状(24ページ)が必要です。

### 受付窓口

- ・市役所 1階 市民課 TEL 059-354-8152  
FAX 059-359-0282
- ・各地区市民センター(中部を除く)
- ・市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)

### 期限

- ・世帯主が亡くなられた日から14日以内

## 1-2 印鑑登録証(手帳)の返納

フロアマップ P22-⑧

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、消除となりますので、印鑑登録証を返納してください。

### 持ち物

- 印鑑登録証(手帳)

### 受付窓口

- ・市役所 1階 市民課 TEL 059-354-8152  
FAX 059-359-0282
- ・各地区市民センター(中部を除く)
- ・市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)

## 1-3 特別永住者証明書の返納

フロアマップ P22-⑨

亡くなられた方の特別永住者証明書は市役所に返納が必要です。

### 持ち物

- 特別永住者証明書

### 受付窓口

- ・市役所 1階 市民課 TEL 059-354-8152  
FAX 059-359-0282
- ・各地区市民センター(中部を除く)
- ・市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)

### 期限

- ・亡くなられた日から14日以内

## 1-4 住民基本台帳カードの返納

フロアマップ P22-⑧

住民基本台帳カードの新規発行と更新は平成27年12月28日をもって終了し、令和7年12月27日をもってすべての住民基本台帳カードの有効期限が満了となりました。

亡くなられた方が住民基本台帳カードを所有していた場合は、窓口へご返納ください。

### 持ち物

- 住民基本台帳カード

### 受付窓口

- ・市役所 1階 市民課 TEL 059-354-8152  
FAX 059-359-0282
- ・各地区市民センター（中部を除く）
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）

※マイナンバーカードの返納は不要です。（亡くなられた後の様々な手続きでマイナンバー（個人番号）が必要になる場合があります。）

## 2 保険年金課

### 2-1 国民年金の手続き

フロアマップ P23-①④

亡くなられた方とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される可能性があります。

#### 亡くなられた方の生前について

##### ●遺族基礎年金

- ・国民年金の被保険者
- ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者
- ・老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が25年以上あるものに限る）
- ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者

##### ●寡婦年金

10年以上の国民年金第1号の保険料納付済期間（免除期間を含む）があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合

##### ●死亡一時金

3年以上の国民年金第1号の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合

#### ご遺族について

##### ●遺族基礎年金

- ・亡くなられた方の子のある配偶者  
※子とは、18歳到達の年度末までの子または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の子
- ・亡くなられた方の子

##### ●寡婦年金

- ・亡くなられた方と10年以上婚姻関係にある妻に60歳から65歳までの間支給

##### ●死亡一時金

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹（支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません）

※寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取ることはできません。



## 2-3 国民健康保険に関する手続き

フロアマップ P23-①②・③ ㊵

亡くなられた方が国民健康保険に加入している場合、次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

- 資格確認書の返納 → 資格係
  - 国民健康保険資格確認書(該当者のみ)
- 葬祭費の請求 → 給付係
  - 喪主の預金通帳など(口座の分かるもの)
  - 葬儀の領収書など(喪主と記載のあるもの)
- 亡くなられた方が世帯主であった場合の手続き
  - ・同一世帯員の資格確認書の変更 → 資格係
    - 同一世帯員全員の国民健康保険資格確認書(該当者のみ)
  - ・保険料振替口座の変更 → 保険料収納室
    - 今後お取引いただく金融機関などの預金通帳およびキャッシュカード
    - 通帳届出印

### 受付窓口

- ・市役所 3階 保険年金課
  - 資格係 TEL 059-354-8159
  - 給付係 TEL 059-354-8161
  - 保険料収納室 TEL 059-354-8160
  - 各共通 FAX 059-359-0288
- ・各地区市民センター(中部を除く)
- ・市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)

### 期限

- 資格確認書の返納
  - ・受診されていた医療機関でのご提示が終わった後、速やかに
- 葬祭費の請求
  - ・葬祭を行った日の翌日から2年以内
- 同一世帯員の資格確認書の変更
  - ・速やかに
- 保険料振替口座の変更
  - ・振替開始は、申込月の翌月になります。

### その他

- ・保険料を精算して、後日通知を送付します。詳細は保険料収納室にお問い合わせください。

## 2-4 後期高齢者医療制度に関する手続き

フロアマップ P23-①②・③ ㉞

亡くなられた方が後期高齢者医療に加入している場合、次の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

- 資格確認書の返納 → 資格係
  - 後期高齢者医療資格確認書
- 葬祭費の請求 → 給付係
  - 喪主の預金通帳など(口座の分かるもの)
  - 葬儀の領収書など(喪主と記載のあるもの)

### 受付窓口

- ・市役所 3階 保険年金課
  - 資格係 TEL 059-354-8159
  - 給付係 TEL 059-354-8161
  - 保険料収納室 TEL 059-354-8160
  - 各共通 FAX 059-359-0288
- ・各地区市民センター (中部を除く)
- ・市民窓口サービスセンター (近鉄四日市駅高架下)

### 期 限

- 資格確認書の返納
  - ・受診されていた医療機関でのご提示が終わった後、速やかに
- 葬祭費の請求
  - ・葬祭を行った日の翌日から2年以内

### そ の 他

- ・保険料は後日、清算や還付が発生することがあります。その場合、後日通知を送付します。詳細は保険料収納室にお問い合わせください。
- ・今後の書類の送付先を変更される場合は、別途申請が必要です。詳細は資格係にお問い合わせください。



## 3 介護保険課

### 3-1 介護保険に関する手続き

フロアマップ P23-⑥

亡くなられた方が介護保険に加入している場合、次の手続きが必要です。

#### 手続き・持ち物

- 介護保険証などの返納
  - 介護保険被保険者証
  - 介護保険負担割合証(要介護認定を受けている場合)
- 申請取下げ届出書の提出(認定申請中の場合)
  - ・詳細は、認定審査係にお問い合わせください。

#### 受付窓口

- ・市役所 3階 介護保険課 認定審査係 TEL 059-354-8427  
管理・保険料係 TEL 059-354-8190  
各共通 FAX 059-354-8280
- ・各地区市民センター(中部を除く)
- ・市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)

#### 期限

- 介護保険証などの返納
  - ・速やかに
- 申請取下げ届出書の提出
  - ・速やかに

#### その他

- ・保険料を清算して、後日通知を送付します。  
詳細は管理・保険料係にお問い合わせください。

### 3-2 介護保険高額介護サービス費等振込口座の変更

フロアマップ P23-⑥

亡くなられた方が介護保険高額介護サービス費等を受けている場合、振込口座の変更手続きが必要です。

#### 持ち物

- 介護保険高額介護サービス費等振込口座変更届(受付窓口で取得可能)
- 印鑑(相続人の認印・相続人自署の場合は不要)
- 相続人の預金通帳など(口座の分かるもの)
- 相続人との関係を示す書類(戸籍など、写し可、同一世帯の場合は不要)

#### 受付窓口

- ・市役所 3階 介護保険課 管理・保険料係 TEL 059-354-8190  
FAX 059-354-8280
- ・各地区市民センター(中部を除く)
- ・市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高架下)

#### 期限

- ・速やかに

## 4 高齢福祉課

### 4-1 緊急通報装置の返納

フロアマップ P23

亡くなられた方が緊急通報装置を貸与されている場合、機器を返納するためにご連絡ください。

#### 手続き

##### ●緊急通報装置

- ・取り外し作業に伺いますので、受付窓口までご連絡ください。

#### 受付窓口

- ・市役所 3階 高齢福祉課 TEL 059-354-8170  
FAX 059-354-8280
- ・電話での連絡でも構いません

#### 期 限

- ・速やかに

### 4-2 認知症高齢者等見守り支援事業の廃止手続き

フロアマップ P23

亡くなられた方が認知症高齢者等見守り支援事業(SOSメール配信事業・安心おかえりシール交付事業・あんしんGPS給付事業・あんしん保険事業のいずれか)をご利用されている場合、廃止のお手続きが必要です。

#### 手続き

##### ●各種利用事業の「登録変更届出書」の提出

- ・届出書につきましては、郵送でも対応が可能ですので、受付窓口までご連絡ください。

#### 受付窓口

- ・市役所 3階 高齢福祉課 TEL 059-354-8170  
FAX 059-354-8280

#### 期 限

- ・速やかに

### 4-3 おむつ等引換券の返却

フロアマップ P23

亡くなられた方がおむつ等引換券を交付されている場合、未使用の券をご返却ください。

#### 受付窓口

- ・市役所 3階 高齢福祉課 TEL 059-354-8455  
FAX 059-354-8280

#### 期 限

- ・速やかに

## 5 市民税課

### 5-1 減免申請書の提出

フロアマップ P22-㊦

亡くなられた方の前年の合計所得金額が600万円以下のとき、市県民税の納付額を減免できる場合があります。該当者あてに市県民税の『死亡減免申請書』を送付しています。

#### 手 続 き

#### ●送付された市県民税の『死亡減免申請書』の提出

- ・ご記入の上、市民税課あてに返送してください。
- ・還付金が発生する場合は、還付先の口座についてお問い合わせがあります。

#### 受付窓口

- ・市役所 2階 市民税課 市民税係 TEL 059-354-8132  
FAX 059-354-8309

#### 期 限

- ・速やかに

### 5-2 名義変更または廃車の手続き

フロアマップ P22-㊦

亡くなられた方名義の原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車がある場合、名義変更または廃車の手続きをしてください。

#### 手続き・持ち物

#### ●名義変更の手続き

- 届出者の本人確認書類  標識交付証明書

※相続人以外が新所有者になる場合は、相続人が作成した譲渡証明書が必要です。

#### ●廃車の手続き

- ナンバープレート  届出者の本人確認書類  標識交付証明書

#### 受付窓口

- ・市役所 2階 市民税課 諸税係 TEL 059-354-8133  
FAX 059-354-8309

#### 期 限

- ・速やかに

#### そ の 他

軽三輪・軽四輪(660cc以下)、普通車・大型車・小型二輪(250cc超)や軽二輪(125cc超250cc以下)をお持ちの方は、それぞれ手続き場所が異なりますので、詳しくは「市役所以外での主な手続き一覧」(4ページ参照)をご覧ください。

### 5-3 減免の取下げ

フロアマップ P22-㊦

亡くなられた方が身体障害者手帳などの交付を受けており、軽自動車税(種別割)が減免されている場合は、減免の取下げが必要です。

#### 持 ち 物

- 身体障害者手帳などの原本

#### 受付窓口

- ・市役所 2階 市民税課 諸税係 TEL 059-354-8133  
FAX 059-354-8309

#### 期 限

- ・速やかに

## 6 資産税課

### 6-1 固定資産税・都市計画税の代表相続人の指定

フロアマップ P22-①

亡くなられた方に固定資産税・都市計画税が課税されていた(納税していた)場合、代表相続人の指定をしてください。

#### 持ち物

- もしあれば…  
相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など)

#### 受付窓口

- ・市役所 2階 資産税課 管理償却資産係 TEL 059-354-8136  
FAX 059-354-8309

#### 期限

- ・速やかに

### 6-2 未登記家屋の名義変更

フロアマップ P22-①

亡くなられた方名義の未登記家屋がある場合、名義変更の手続きをしてください。

#### 持ち物

- 相続関係図  遺産分割協議書
- 戸籍謄本(亡くなられた方の出生から死亡までのもの)または法定相続情報一覧図
- 印鑑登録証明書(相続人及びそれ以外の法定相続人)

#### 受付窓口

- ・市役所 2階 資産税課 家屋係 TEL 059-354-8135  
FAX 059-354-8309

#### 期限

- ・速やかに



## 7 収納推進課

### 7-1 市税振替口座の変更など

フロアマップ P22-©

市税を亡くなられた方の口座から振り替えしている場合など、口座登録の変更または廃止が必要ですので、ご相談ください。

#### 持ち物

##### ●変更の場合

- 新しく引き落とししたい口座の預金通帳  通帳届出印
- 納税通知書

##### ●廃止の場合

- これまで引き落とししていた口座の預金通帳  通帳届出印
- 納税通知書

#### 受付窓口

- ・市役所 2階 収納推進課 管理係 TEL 059-354-8141  
FAX 059-354-8309
- ・各地区市民センター（中部を除く）
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
- ・市内の各金融機関

#### 期限

- ・速やかに
- ※振替口座を変更する場合、手続きが完了するまでに約1か月かかります。

## 8 障害福祉課

### 8-1 身体障害者手帳などの返納

フロアマップ P23-④

亡くなられた方が次のいずれかの手帳を所持している場合、手帳を返納してください。

##### ●身体障害者手帳

##### ●療育手帳

#### 持ち物

- 所持されている手帳

#### 受付窓口

- ・市役所 3階 障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171  
FAX 059-354-3016

#### 期限

- ・速やかに

#### その他

- ・返還届が必要です。
- ・確定申告などで必要になる場合がありますので、事前にコピーをとっておかれることをおすすめします。

## 8-2 自立支援医療受給者証(更生医療)の返納

フロアマップ P23-⑧

亡くなられた方が自立支援医療受給者証(更生医療)を所持している場合、受給者証(更生医療)を返納してください。

**持ち物**  自立支援医療受給者証(更生医療)

**受付窓口** ・市役所 3階 障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171  
FAX 059-354-3016

**期限** ・速やかに

## 8-3 障害者医療費助成に関する手続き

フロアマップ P23-⑧

亡くなられた方が障害者医療費助成を受けている場合、次の手続きをしてください。

**手続き・持ち物**

●**受給資格証の返納**

障害者の受給資格証

●**振込口座の変更**

預金通帳(相続人の銀行口座)

※亡くなられた方、相続人の方の戸籍等が必要になる場合があります。

**受付窓口** ・市役所 3階 障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163  
FAX 059-354-3016

**期限** ・速やかに

## 8-4 未支給請求の手続き

フロアマップ P23-⑧

亡くなられた方が次のいずれかの手当を受給している場合、未支給請求の手続きをしてください。

●**特別障害者手当** ●**障害児福祉手当** ●**福祉手当(経過措置)** ●**重度障害(者・児)手当**

**持ち物**

預金通帳(相続人の銀行口座)

※未支給請求ができるのは、亡くなられた方と同居していた相続人の方です。

※亡くなられた方、相続人の方の戸籍等が必要になる場合があります。

**受付窓口** ・市役所 3階 障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163  
FAX 059-354-3016

**期限**

●**特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置)**

・亡くなられた日から2年以内

●**重度障害(者・児)手当**

・亡くなられた日の翌月初日から1年以内

**その他**

・亡くなられた月によっては、未支給請求の手続きが必要です。詳細については、受付窓口にお問い合わせください。

## 9 保健予防課

### 9-1 手帳などの返納

フロアマップ P23

亡くなられた方が次のいずれかを所持している場合、手帳などを返納してください。

- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証(精神通院医療)

#### 持ち物

- 所持されている精神障害者保健福祉手帳
- 所持されている自立支援医療受給者証(精神通院医療)

#### 受付窓口

- ・総合会館 4階 保健予防課 精神保健係 TEL 059-352-0596  
FAX 059-351-3304

#### 期限

- ・速やかに

#### その他

- ・返還届が必要です。
- ・手帳については確定申告などで必要になる場合がありますので、事前にコピーをとっておかれることをおすすめします。
- ・自立支援医療については、病院等にて提示不要か確認したうえで返還してください。

### 9-2 各受給者証の返納

フロアマップ P23

亡くなられた方が次のいずれかの受給者証を所持している場合、受給者証を返納してください。

- 特定医療費(指定難病)受給者証
- 特定疾患医療受給者証
- 肝炎治療受給者証

#### 持ち物

- 所持されている受給者証

#### 受付窓口

- ・総合会館 4階 保健予防課 精神保健係 TEL 059-352-0596  
FAX 059-351-3304

#### 期限

- ・該当疾病の医療費の支払完了後、速やかに

#### その他

- ・亡くなられた日をお知らせください。

# 10 こども手当・医療給付課

## 10- 1 各受給者証の変更

フロアマップ P23-①

次のいずれかの受給者証を所持している児童の保護者が亡くなられた場合、受給者証の変更手続きをしてください。

- 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証
- 自立支援医療受給者証(育成医療)
- 養育医療券

**持ち物**  所持されている受給者証

**受付窓口** ・総合会館 3階 こども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083  
FAX 059-354-8061

**期限** ・速やかに

**その他** ・対象児童が亡くなられた場合、受給者証を返納してください。

## 10- 2 子ども医療費助成に関する手続き

フロアマップ P23-①

子ども医療費受給資格者証を所持している児童の保護者が亡くなられた場合、口座変更の手続きをしてください。

**持ち物**  子ども医療費受給資格者証  保護者の預金通帳

**受付窓口** ・総合会館 3階 こども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083  
FAX 059-354-8061

**期限** ・速やかに

**その他** ・対象児童が亡くなられた場合、受給資格者証を返納してください。

## 10- 3 各手当の手続き

フロアマップ P23-①

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給対象になっている児童が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

**手続き** ●資格喪失届(消滅届)または額改定届の提出

**受付窓口** ・総合会館 3階 こども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083  
FAX 059-354-8061

**期限** ・速やかに

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

### 手続き・持ち物

- 未支払請求の手続き(児童手当)
- 現受給者の死亡届及び未支払請求の手続き(児童扶養手当、特別児童扶養手当)
  - 対象児童の預金通帳
- 新受給者の認定請求書の提出

### 受付窓口

- ・総合会館 3階 こども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083  
FAX 059-354-8061

### 期限

- ・亡くなられた日から15日以内

### その他

- ・亡くなられた月によっては、未支払請求の手続きが必要です。詳細については、受付窓口にお問い合わせください。
- ・亡くなられた受給者等の戸籍謄本が必要となる場合があります。

## 10-4 一人親家庭等医療費助成に関する手続き

フロアマップ P23-⑫

亡くなられた方が一人親家庭等医療費助成を受けている場合、次の手続きをしてください。

### 手続き・持ち物

- 一人親家庭等の受給資格証の返納
  - 一人親家庭等の受給資格証
- 振込口座の変更
  - 預金通帳(相続人の銀行口座)

### 受付窓口

- ・総合会館 3階 こども手当・医療給付課 TEL 059-354-8083  
FAX 059-354-8061

### 期限

- ・速やかに

# 11 市営住宅課

## 11-1 市営住宅の入居者の変更など

フロアマップ P23

亡くなられた方が市営住宅にお住まいでしたら、変更等手続きが必要です。

### 受付窓口

- ・市役所 4階 市営住宅課 TEL 059-354-8218  
FAX 059-354-8404

### 期限

- ・速やかに

# 12 生活環境課

## 12- 1 し尿くみとりの名義変更

フロアマップ P23

亡くなられた方がし尿くみとりを利用していましたら、変更の手続きが必要になる場合があります。

### 持 ち 物

- 清掃手数料(し尿くみとり)の領収書

### 受付窓口

- ・市役所 5階 生活環境課 TEL 059-354-8193  
FAX 059-354-4412

### 期 限

- ・速やかに

## 12- 2 墓地使用権の承継手続き

フロアマップ P23

墓地使用権の承継手続きが必要になる場合があります。手続きには、住民票や戸籍謄本などが必要になる場合がありますので、それぞれの手続き場所へお問い合わせください。

### 持 ち 物

あくまで一例ですので、書類などを取得される前に、必ず受付窓口にお問い合わせください。

#### ●北大谷、富田、富洲原、塩浜の各市営霊園に墓地区画の使用許可を受けている人

- 墓地使用許可証
- 旧使用者と申請者の関係のわかる戸籍謄本など
- 旧使用者の除籍謄本など
- 申請者の住所が市外である場合は住民票抄本(3か月以内に発行されたもの)
- 本人確認書類

#### ●北部墓地公園の墓地区画の使用許可を受けている人

- 墓地使用許可証
- 旧使用者と申請者の関係のわかる戸籍謄本など
- 旧使用者の除籍謄本など
- 申請者の住民票抄本(3か月以内に発行されたもの)
- 本人確認書類

### 受付窓口

#### ●北大谷、富田、富洲原、塩浜の各市営霊園に墓地区画の使用許可を受けている人

- ・市役所 5階 生活環境課 TEL 059-354-8186  
FAX 059-354-4412

#### ●北部墓地公園の墓地区画の使用許可を受けている人

- ・株式会社 翔和  
四日市市三栄町3番15号 コバヤシビル3F  
TEL 059-336-6936

### 期 限

- ・速やかに

# 13 衛生指導課

## 13- 1 犬の飼育者の変更

フロアマップ P23

犬の飼育者の変更届が必要になる場合があります。

### 持ち物

犬鑑札

### 受付窓口

・総合会館 4階 衛生指導課 TEL 059-352-0591  
FAX 059-351-3304

### 期限

・30日以内

### その他

・マイクロチップの情報変更はHP「環境省 犬と猫のマイクロチップ情報登録」からお手続きください。 <https://reg.mc.env.go.jp/>

# 14 農業委員会事務局

## 14- 1 農地の所有者の変更

フロアマップ P23

亡くなられた方が農地を所有している場合、農地の相続登記が完了したら、農地が所在する農業委員会事務局への届け出が必要です。

### 持ち物

農地法第3条の3の規定による届出書  
(農業委員会事務局ホームページまたは受付窓口で取得可能)  
 相続人の国籍が確認できるもの(本籍地記載の住民票や戸籍抄本等)  
※いずれの場合も写しは不可。ただし希望があれば原本確認のうえ返却できます。

### 受付窓口

・市役所 7階 農業委員会事務局 TEL 059-354-8271  
FAX 059-354-8307

### 期限

・速やかに

# 15 農水振興課

## 15- 1 森林の土地の所有者の変更

フロアマップ P23

亡くなられた方が地域森林計画の対象区域に森林を所有している場合、新たに所有者になれる方の届け出をしてください。

### 持ち物

森林の土地の所有者届出書(記名)  
 対象の森林の位置を示す地図  
 対象の森林の登記事項証明書または相続分割協議の目録(写し可)

### 受付窓口

・市役所 7階 農水振興課 TEL 059-354-8181  
FAX 059-354-8307

### 期限

・土地の所有者となった日から90日以内

### その他

・所有する森林が地域森林計画の対象区域かどうかは、受付窓口にお問い合わせいただくか、三重県ホームページで確認できます。

## 法定相続情報証明制度について

全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」があります。

この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。

詳しくは、津地方法務局四日市支局（TEL 059-353-2237）へお問い合わせください。

（4ページ参照）

## 相続により取得した空き家などについて

土地や建物の所有者が亡くなった場合、亡くなった方から引き継いだ方へ名義を変更する相続登記をしましょう。また、相続により取得した建物を使用しない場合は、適切な管理を行い、早めの利活用を考えましょう。

近年、長期にわたって利用されていない空き家などが増加しており、老朽化や台風などの自然災害による倒壊や建築材の飛散、不審者の侵入や放火のおそれ、立木の繁茂などによる生活環境への悪影響など、近隣にお住いの方々に大きな不安を与えかねません。

空き家などの十分な管理をせず放置した結果、事故が発生し、他人に被害を与えてしまった場合、その所有者や相続人などは、損害賠償などの管理責任を問われることがありますので、空き家などの状態を定期的に点検し、敷地内の清掃や、状況によっては修繕や撤去を行うなど、適切な管理を行いましょう。

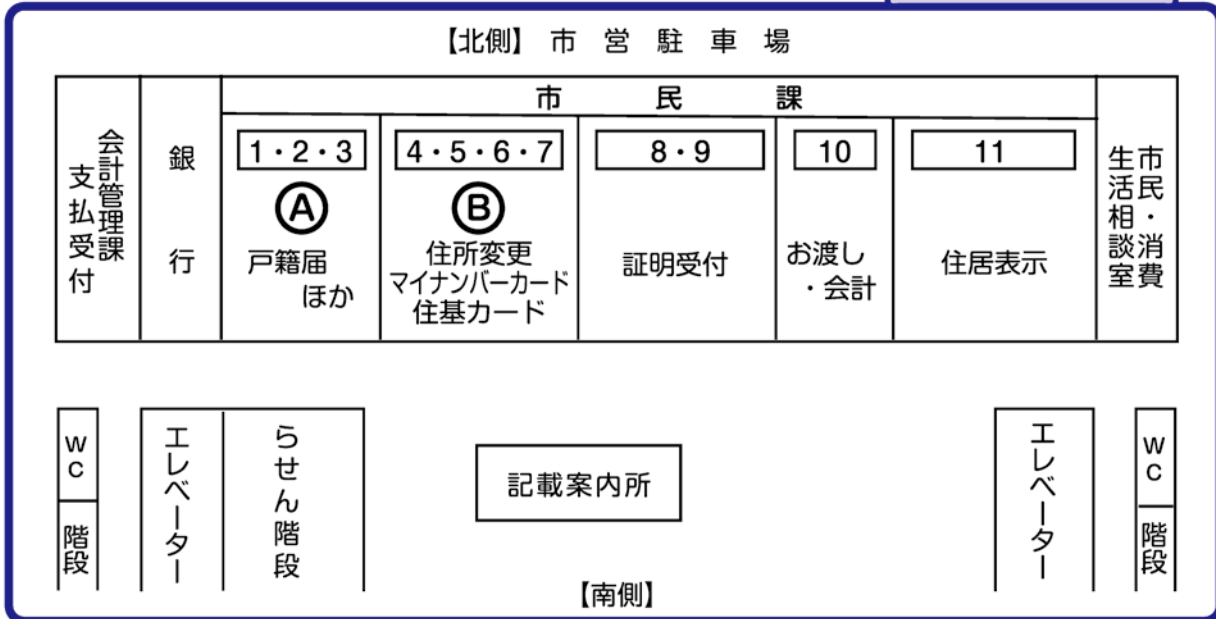
詳しくは、下記の窓口へお問い合わせください。

- 相続登記に関する事……… 津地方法務局四日市支局（TEL 059-353-2237）  
※令和6年4月1日から相続登記が義務化されています。（4ページ参照）
- 空き家の利活用に関する事……… 市役所4階 都市計画課（TEL 059-354-8272）  
（FAX 059-354-8404）
- その他空き家などに関する事……… 市役所4階 建築指導課（TEL 059-354-8207）  
（FAX 059-354-8404）
- 特別控除の制度に関する事……… 四日市税務署（TEL 059-352-3141）（自動音声）  
（4ページ参照）



# フロアマップ

## 本庁舎 1 階

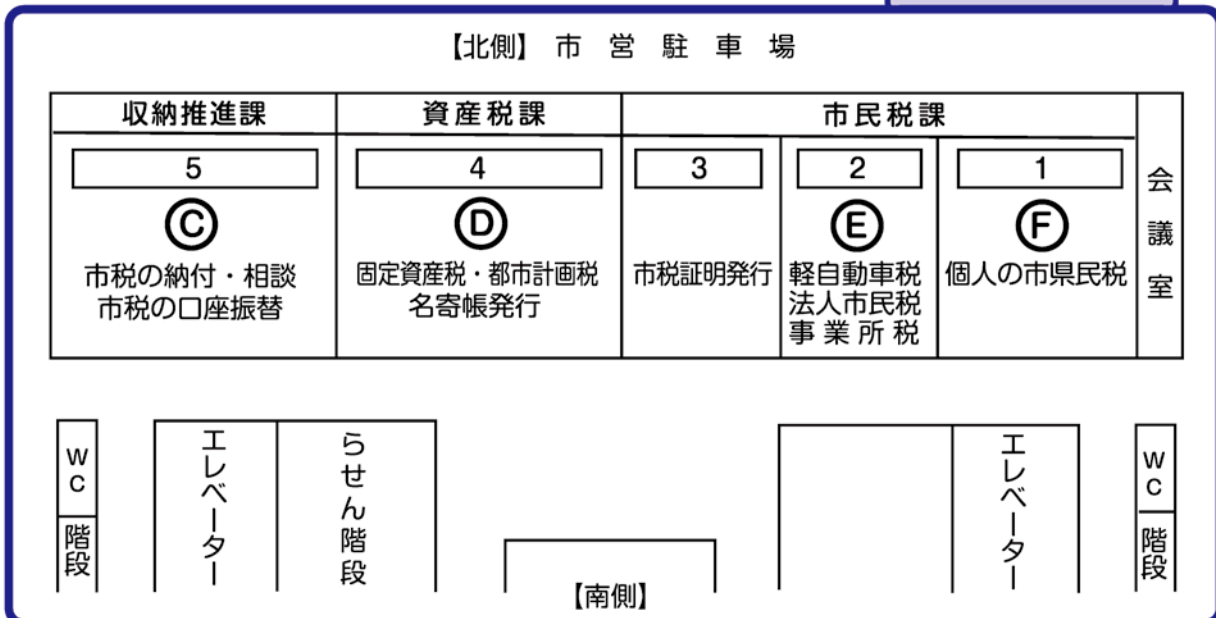


**(A)** : 1-3 特別永住者証明書の返納

**(B)** : 1-1 世帯主の変更、1-2 印鑑登録証（手帳）の返納 1-4 住民基本台帳カードの返納



## 本庁舎 2 階



**(C)** : 7-1 市税振替口座の変更など

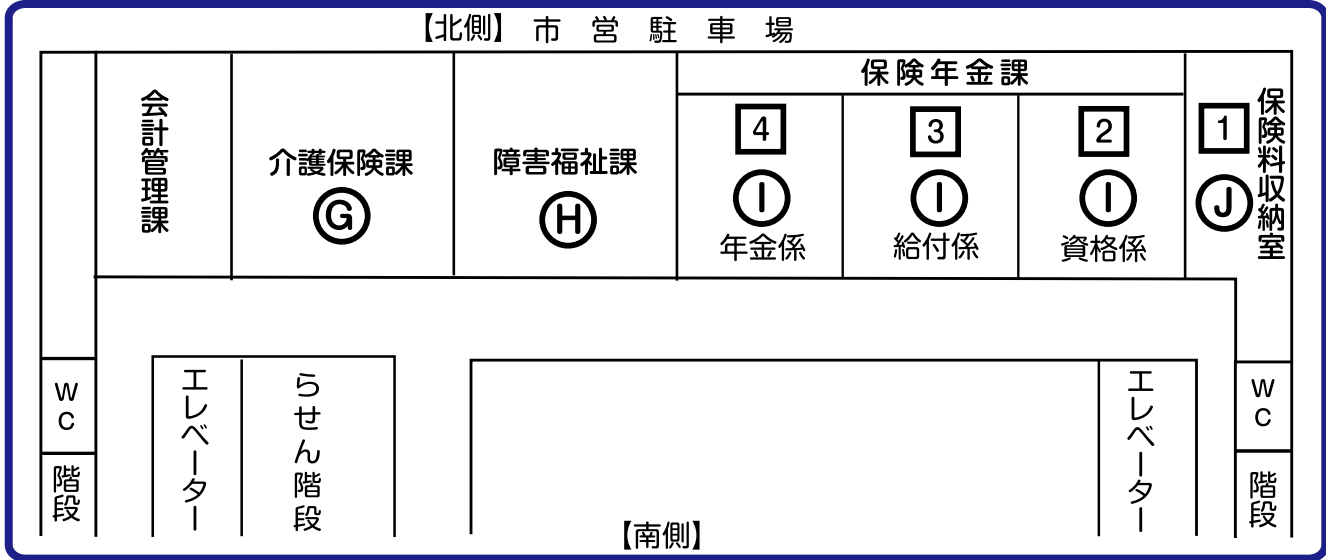
**(D)** : 6-1 固定資産税・都市計画税の代表相続人の指定、6-2 未登記家屋の名義変更

**(E)** : 5-2 名義変更または廃車の手続き、5-3 減免の取下げ

**(F)** : 5-1 減免申請書の提出



## 本庁舎3階北側



- ⓐ** : 3-1 介護保険に関する手続き、3-2 介護保険高額介護サービス費等振込口座の変更
- ⓗ** : 8-1 身体障害者手帳などの返納、8-2 自立支援医療受給者証（更生医療）の返納、8-3 障害者医療費助成に関する手続き、8-4 未支給請求の手続き
- Ⓛ** **4** : 2-1 国民年金の手続き、2-2 未支給年金の請求
- Ⓛ** **2**・**3**    **ⓙ** : 2-3 国民健康保険に関する手続き、2-4 後期高齢者医療制度に関する手続き

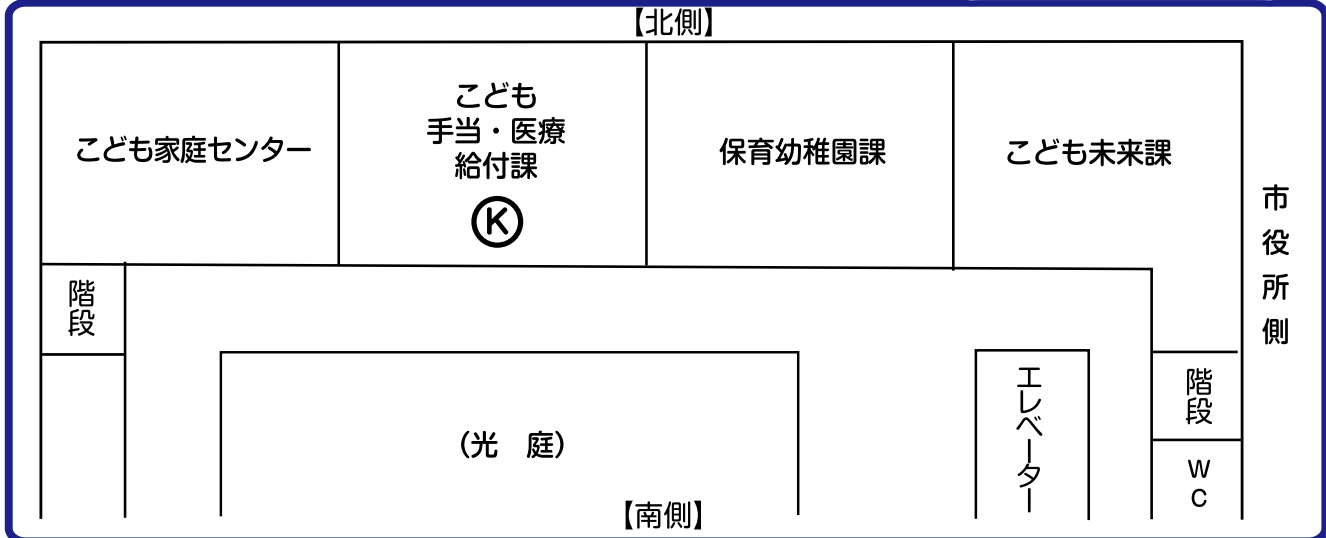
**本庁舎3階南側** 【高齢福祉課】：4-1 緊急通報装置の返納、4-2 認知症高齢者等見守り支援事業の廃止手続き  
4-3 おむつ等引換券の返却

**本庁舎4階** 【市営住宅課】：11-1 市営住宅の入居者の変更など  
【都市計画課】：空き家の利活用に関するこの問い合わせ  
【建築指導課】：その他空き家などに関するこの問い合わせ

**本庁舎5階** 【生活環境課】：12-1 し尿くみとりの名義変更、12-2 墓地使用权の承継手続き

**本庁舎7階** 【農業委員会事務局】：14-1 農地の所有者の変更  
【農水振興課】：15-1 森林の土地の所有者の変更

## 総合会館3階



- Ⓚ** : 10-1 各受給者証の変更、10-2 子ども医療費助成に関する手続き、10-3 各手当の手続き、10-4 一人親家庭等医療費助成に関する手続き

**総合会館4階** 【保健予防課】：9-1 精神障害者保健福祉手帳などの返納、9-2 各受給者証の返納  
【衛生指導課】：13-1 犬の飼育者の変更

## 委任状

四日市市長

年 月 日

代理人	住 所	マンション・アパート名・部屋番号まで書いてください。		
	氏 名			
	生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦	年	月 日
<p>下記の書類の交付請求及び受領、手続きを委任します。(該当に○) どなたの分が必要ですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任者と同じ</li> <li>・死亡された方</li> </ul> <p>【氏名： _____ 死亡された方からみて委任者との続柄は： _____】 ※死亡された方の証明の場合(戸籍謄本等、相続人である事がわかる書類の提示が必要な場合があります。)</p> <p>1. 「死亡届の写し(死亡診断書)」(確認書類をご持参ください) _____ 通</p> <p>2. 住民票(除票)の写し</p> <p>・世帯全員      ・個人      ・除票      【各 _____ 通】</p> <p>但し、住民票に下記の記載が必要な場合は○をしてください。(通常は省略)</p> <p>世帯主   続柄   本籍   筆頭者   国籍・地域   在留関連</p> <p>3. 戸(除)籍謄(抄)本を請求 _____ 通</p> <p>4. 所得課税証明書 _____ 通</p> <p>5. 評価証明書 _____ 通</p> <p>6. 世帯主変更</p> <p>7. その他( _____ )</p>		<p>使用目的(該当に○)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年金の手続き</li> <li>2. 簡易保険の手続き (死亡届の写しの請求は、証書上の保険金額が100万円を超えていること)</li> <li>3. 金融機関の手続き</li> <li>4. 相続登記の手続き</li> <li>5. その他 具体的にご記入ください</li> </ol>		
委任者	住 所	マンション・アパート名・部屋番号まで書いてください。		
	新世帯主	(世帯主変更の手続きを行う場合にのみご記入ください。)		
	本 籍		筆頭者	
	氏 名	※署名してください。		
	生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦	年	月 日
	連絡先	昼間連絡のつくところを必ずお書きください。 自宅 (      )      -      携帯 (      )      -		

(注) \* 代理人の欄を含め、必ず委任者が全て記入してください。

\* 虚偽の申請などの不正行為は、法により罰せられます。

\* この委任状があっても、住民異動(世帯主変更)届の内容に不備があった場合、受付できません。

\* 国民健康保険などに加入されていて資格確認書をお持ちの方は、資格確認書を代理人へお預けください。

\* 代理人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)が必要です。

\* 委任状は、市のホームページからダウンロードしていただけます。 <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html>

トップページ → 市民の方へ → 住民票・戸籍など → 手続き案内 → 各手続きの詳細 → 申請様式 → 委任状

ご遺族メモ



